

福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街イベント事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が、集客の拡大や販売力の強化のために行う、地域の活性化や取り巻く環境の変化に対応した取組みを支援することにより、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営基盤の強化を図るため本市の区域内で実施するもので、当該商店街等において実施する次の事業とする。

- (1) 集客力及び販売力の強化のための売出し、各種イベントの実施その他の共同で販売促進を行う事業
- (2) 地域の交流、賑わいの場を提供するための祭り、各種イベントその他の地域の交流及び賑わいの場を提供する事業
- (3) 商店街等を紹介する冊子、マップ、ホームページその他の広報媒体を作成する事業
- (4) 消費者、来街者等に対し聞き取り調査、アンケート調査等を行い、商店街等への効果的な集客方法を分析する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等（1の補助事業を

2以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等を代表する商店街等（以下「代表商店街等」という。）に限る。）とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、第4条各号に掲げる事業ごとに、それぞれ同一の事業の実施に要する経費に係るものを受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市が福岡市社会課題解決型補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市がこの要綱及び福岡市商店街活力アップ支援事業補助金交付要綱（平成29年7月1日施行。以下「旧要綱」という。）（以下「新旧要綱」という。）に基づき交付する補助金について、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも適合すること。
 - ア 最後に受けた年度の最終日から1年を経過していること（新旧要綱に基づく補助金を受け、又は受けたことがある場合に限る。）。
 - イ 旧要綱に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (9) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額）に2分の1を乗じて得た額又は30万円（1の補助事業を2以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等のうち代表商店街等以外の商店街等（以下「連携商店街等」という。）の数に10万円を乗じて得た額を、30万円に加えて得た額）のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 商店街等（次条の場合にあっては代表商店街等）は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 商店街等の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）
- (4) 商店街等の定款、規約等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連携商店街等)

第10条 連携商店街等は、第6条第4号及び第5号及び第6号に適合する商店街等でなければならない。

2 代表商店街等がこの要綱に基づく補助金を受けたときは、当該代表商店街等に係る連携商店街等は、第6条第6号の適用については、この要綱に基づく補助金を受けたものとみなす。

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第11条 市長は、規則第5条第1項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会（福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱（平成29年4月決裁）第1条の福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、福岡市商店街イベント事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街イベント事業実施計画変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの
- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定

すべきものと認めたときは、第7条又は第12条第1項の決定を変更することができる。

4 規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、第8条に規定する期間満了日から1月以内に、福岡市商店街イベント事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 成果を証するもの
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「福岡市商店街イベント事業補助金確定通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の時期)

第16条 補助事業者は、規則第17条第1項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街イベント事業補助金事前交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 規則第17条第1項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第 19 条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定するⅡ型の補助対象事業に係る補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。なお、旧要綱第 7 条第 1 項第 2 号に規定する補助金の額については、連携実施型の 2 回目は 50 万円、3 回目は 30 万円を上限額とする。

(この補助金の失効)

3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）
3 イベント費	イベント開催のために必要な経費（会場設営費、装飾費 等）
4 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
5 事務費	印刷消耗品費 通信運搬費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 翻訳料 通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等
6 委託料	事業の運営、事業効果の分析及び評価、調査、統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条及び同法第40条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質及び形状を変えることなく比較的長期（おおむね2年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね5万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
11 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 報償費は、補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員、公務員及び商工会等（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会をいう。）の会員には支給しない。
- 2 賞品又は記念品費の総額の上限は、補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額とする。
- 3 備品購入費の総額の上限は、補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額とする。
- 4 補助対象経費の総額に5分の1を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 5 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。

様式第1号（第9条関係）

年　月　日

（あて先）福岡市長

団体の所在地　〒

団体名
代表者氏名

(※)

（※）法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

年度 福岡市商店街イベント事業補助金交付申請書

福岡市商店街イベント事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容 別紙1「事業計画書」のとおり
(2団体以上の商店街等が連携して事業に取り組む場合は、別紙1-2も提出)
- 2 事業に要する経費、対象経費及び交付申請額

事業に要する経費	金	円
対象経費	金	円
交付申請額	金	円

- 3 事業の経費配分 別紙2「事業収支計画書」及び
別紙3「経費配分書」のとおり

- 4 事業完了予定日 年　月　日

5 添付資料

- (1) 当該事業の実施を決議した総会又は理事会（役員会）の議事録の写し
- (2) 直近の総会資料（前期の事業実績報告書・収支決算書等）
- (3) 商店街の定款、規約又はこれに類する商店街の組織、運営の方法等について定めるもの
- (4) 商店街の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）

本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

様式第1号（第9条関係） 別紙1

事業計画書

1 事業名													
2 事業内容													
(実施期間) 年 月 日から 年 月 日まで													
(実施場所) 福岡市 区 丁目 (施設等であれば名称を記載:)													
(対象者) ○○区民 ・ 地域住民 ・ その他 ()													
参加者数(見込) 人													
(連携又は協力団体の有無) 有(団体名:)													
無													
(取組内容) 【出来る限り具体的に記載してください。】													
<p>(実施スケジュール) ※欄が不足する場合は、適宜追加するか、別紙として添付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">当該年度時期</th> <th>進捗状況・事業内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月から9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月から12月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月から3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				当該年度時期	進捗状況・事業内容等	4月から6月		7月から9月		10月から12月		1月から3月	
当該年度時期	進捗状況・事業内容等												
4月から6月													
7月から9月													
10月から12月													
1月から3月													

3 事業の目的・効果

(以下の視点から具体的に記載してください。)

(1) 事業の目的・必要性 (どうしてこの事業を実施したいのか。この事業を実施する背景は何か。)

(2) 効果の検証方法 (事業実施期間内に効果の検証が行える方法を選択してください。複数回答可。)

・来街者数 ・空き店舗数 ・売り上げ

・その他

(3) アピールしたい点 (工夫した点, 他にない独創的な点, 既存の活動に新たに加えた点など。)

4 今年度他に交付決定済, 申請中又は申請予定の国・県・本市・その他関係機関等の補助金等の有無

 無 有

補助金等の名称	申請先	区分	申請額	決定時期
		<input type="checkbox"/> 交付決定済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定	円	
		<input type="checkbox"/> 交付決定済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定	円	
		<input type="checkbox"/> 交付決定済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 申請予定	円	

注: 国の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額が補助対象経費となる。また、本市の他の補助金を受けて実施する場合は、福岡市商店街イベント事業補助金の対象外となる。

5 担当者

(当該補助金交付申請の内容について問い合わせがあるため、確実に対応できる方を記入してください。)

(1) 役職名

(2) 氏名(ふりがな)

()

(3) 連絡先: 住所 - 福岡市 区 町 丁目 番 号

電話番号

FAX番号

携帯電話

メールアドレス

※事業内容の参考となるものがあれば添付してください。(提出される書類は全てA4判に限ります。)

※必要に応じて記載欄を拡大縮小していただいても、内容が分かるもの別紙として添付していただいても構いません。

6 事業の継続性

(次年度以降の事業実施に伴う自主財源の確保方法など)。

7 自主財源確保の方法

本補助金以外の活動経費の確保の方法

- 他の民間補助金等を活用

※その補助金等が確保できなかった場合の対応方法

(

- 会費を徴収

- 企業・地元などから寄付金・協賛金等を募る

- 事業収入(参加者から負担金を徴収するなど)

- 借入金

- その他()

8 事業実施に伴う委員会等の開催

会議名 (委員会・部会名)	開催予定回数	検討項目	実施体制

注: 実施体制欄には、委員会及び部会を構成(予定)する委員等の氏名・人数等を記入すること。

9 公益性

(地域商業の活性化やコミュニティ振興が図られるものになっているか。)

10 地域の理解・協力等

(地域への働きかけ、地域からの要望の状況を記入してください。)

※「10 地域の理解・協力等」欄については、次の記載例を参考にしてください。

【記載例】

- △年△月△日に、□□町内会の総会で説明し、賛同を得た。
- △年△月△日に、□□自治協議会に説明・承認の上、○○を各町内会長より×月頃全戸配布してもらう予定である。
- △年△月△日に、□□町内会等関係団体に事業の説明予定である。
- □□の理由により、地域の理解・協力は特に必要としない。

11 申請団体の概要		(具体的に記入又はあてはまる項目に○をしてください。)		
(1) 設立時期 年 月 設立				
(2) 所在地 福岡市 区				
(3) 会員数 名 (うち役員 名)				
(4) 会費 円／月				
(5) 主な商店街活動の実績				
活動時期 年 月～ 年 月	活動内容・事業名等			
(6) 前年度までの補助金等の受給の有無(有 ・ 無) ※直近の3事業を記入してください。				
補助制度名	区分	事業名	交付額	交付年度
(7) 商店街の説明				
<p>【記入例】 人口増加の著しい〇〇校区内に位置し、地下鉄△△駅を中心とした商店街。□□区□□町から××区××町を商圈とし、来街者は常連の中・高齢者層が中心。地元自治協議会と連携しており、校区の各種行事に参加。近隣に〇〇スーパーが開業したことが商店街の問題。現在、広報強化のため商店街マップ製作を検討中。</p> <p>(注: 商店街の位置関係、近隣公共交通機関駅・バス停名、商店街の課題や取り組まれている事柄等により商店街の状況を詳しく説明してください。)</p> <p>【添付書類】 ・商店街等の位置図、配置図 ・商店街の状況が分かる写真</p>				

様式第1号(第9条関係) 別紙1-2

連携状況確認書

【連携する団体が商店街である場合のみ記入】

連携・協力団体

(1) 連携商店街等の名

代表者肩書・氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

(2) 連携して実施することに対する考え方・意見等

(連携実施することによる効果、メリットなど、自由に記入)

事 業 収 支 計 画 書

(収入)

区分	項 目	予算金額 (円)	内訳・説明
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)		
	民間補助金等		※補助団体・制度名を記入のこと
	商店街通常会費からの繰入金		
	商店街特別会費		
	寄付金・協賛金等		
	事業収入		
	借入金		
	その他の収入		
	国・県・その他関係機関等 の補助金		※補助団体・制度名を記入のこと
合 計		※ 1	

(支出)

区分	項 目	予算金額 (円)	内訳・説明
補 助 対 象 経 費	別紙 3 「経費配分書」のとおり		
	小 計 (B)		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計		※ 2	

注：※ 1 = ※ 2 となること。

補助割合 (A / B × 100)	%	補助割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して求めること。
---------------------------	----------	--------------------------------------

経費配分書

(単位:円)

対象経費区分		総事業費	補助対象 経費	備考 (各費目の積算明細等)
費目	主な内容(※抜粋)			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
旅費	講師等旅費 職員旅費 等			
イベント費	イベント開催に必要な経費(会場設営費, 装飾費等)			
広告宣伝費	広告物(ポスター, チラシ, バナー)等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
事務費	印刷消耗品費, 通信運搬費 アルバイト賃金, 振込手数料, 翻訳料, 通訳料 等			
委託料	事業の運営, 事業効果の分析等専門的知見を有する者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び建物の借上料(敷金, 権利金その他の金銭を除く。)			
借損料	会場借上料, 物品等の使用料, 知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机, 椅子等の備品の購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほか, 市長が特に必要と認める経費			
補助対象外経費				
合計				

*費目の詳細については、要綱の別表第1(第5条関係)参照のこと。

*1業者に支払う予定金額が10万円を超えるものについては見積書を添付すること。

(契約にあたっては、1社以上の見積書を徴し、経済比較を行うこと。)

様式第2号(第9条関係)

役員名簿

【商店街名】

】

役職名	氏名のフリガナ (半角カタカナ、姓と名は半角スペースで分ける)	氏 名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日			性別 男性 : M 女性 : F
			元号 大正 : T 昭和 : S 平成 : H	年	月	

※ 役員全員を記載してください。

※ この役員名簿により収集した個人情報については、福岡市商店街イベント事業補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

様式第3号(第12条関係)

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街イベント事業補助金については、交付することと決定したので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 補 助 事 業

2 補 助 内 示 金 額 円

3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後（ 年 月以降予定）

4 補助金の積算の基準 福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第7条による

5 補 助 条 件

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。

(4) その他、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第4号（第12条関係）

経産第
年月日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街イベント事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第5号（第13条関係）

年　月　日

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

(※)

（※）法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

年度 福岡市商店街イベント事業実施計画変更申請書

年　月　日付、経産第　　号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、
福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円

(2) 事業の内容 別紙1「変更事業計画書」のとおり

(3) 事業の経費配分 別紙2「変更収支計画書」のとおり
別紙3「変更経費配分書」のとおり

様式第5号(第13条関係) 別紙1

変更事業計画書

1 事業名	
2 事業内容	
(変更前) 【変更する項目を全て記載してください。】	
①	
②	
③	
④	
⑤	
(変更後) 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】	
①	
②	
③	
④	
⑤	

変更収支計画書

(収入)

(単位:円)

区分	項目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明(変更理由)
全 体 収 入	市補助金期待額 (A)				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等 の補助金				
合 計			※1		

(支出)

(単位:円)

区分	項目	当初予算額	変更予算額	差引増減額	説明(変更理由)
補 助 対 象 経 費	別紙3 「変更経費配分書」のとおり				
	小 計 (B)				
補 助 対 象 外 経 費					
	小 計				
合 計			※2		

注:※1=※2となること。

補助割合(A/B×100)	%	補助割合は、小数点以下第2位を四捨五入して求めること。
---------------	---	-----------------------------

変更経費配分書

(単位：円)

対象経費区分	総事業費		補助対象経費		説明 (変更理由)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
報償費					
旅費					
イベント費					
広告宣伝費					
事務費					
委託料					
土地家屋借上料					
借損料					
工事請負費					
備品購入費					
その他					
補助対象外経費					
合　　計					

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

様式第6号(第14条関係)

年　月　日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

年度 福岡市商店街イベント事業実績報告書

年　月　日付、経産第　　号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

1 補助事業の実績

別紙1「事業実施報告書」のとおり

(2 団体以上の商店街等が連携して事業に取り組んだ場合は、別紙1-2も提出)

2 補助事業の経費の配分

別紙2「収支決算書」のとおり

別紙3「支出表」のとおり

様式第6号(第14条関係) 別紙1

事業実施報告書

1 事業名					
2 事業内容					
(1) 目的					
(2) 実施主体、協力団体 ・主催： ・共催： ・後援： ・協力： ・協賛：					
(3) 内容 (事業実施に当たり作成したチラシ・印刷物、写真等を別途添付してください。) (実施期間) 年 月 日から 年 月 日まで (実施場所) 福岡市 区 丁目 (施設等であれば名称を記載：) (参加者数) 【イベント等参加者がある場合記載】 名 (取組内容)					
(4) 委員会等の開催状況					
会議名 (委員会・部会名)	開催年月日	開催場所	委員会等の内容 (具体的に)	出席者数 (委員含)	出席者氏名

様式第6号（第14条関係）別紙1

(5) 効果の検証結果（本補助金申請時に、事業計画書で選択した効果検証方法について、検証結果を具体的に記入して下さい。）

(6) 反省点・今後の商店街活動にどのように今回の取り組みを活かしていくのか

様式第6号（第14条関係）別紙1-2

【連携した団体が商店街である場合のみ記入】

連携・協力団体

(1) 連携商店街等の名

代表者肩書・氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

(2) 連携して実施したことに対する考え方・意見等

(連携実施したことによる効果、メリットなど、自由に記入)

事業収支決算書

(収入)

(単位:円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
全 体 収 入	市補助金期待額				
	民間補助金等				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国・県・その他関係機関等の補助金				
合 計			①		

(支出)

(単位:円)

区分	項目	最終予算額	決算額	差引額	説明(使途内訳)
補 助 対 象 経 費	別紙3 「支出表」のとおり				
	小 計		②		
補 助 対 象 外 経 費					
	小 計				
合 計			③		

支 出 表

(単位：円)

対象経費区分		総事業費	補助対象 経 費	備考 (各費目の積算明細 等)
費目	主な内容（※抜粋）			
報償費	講師謝礼金 賞品又は記念品費 等			
旅費	講師等旅費 職員旅費 等			
イベント費	イベント開催に必要な経費（会場設営費、装飾費等）			
広告宣伝費	広告物(ポスター、チラシ、バナー)等の印刷・製作費 新聞折り込み料 等			
事務費	印刷消耗品費、通信運搬費 アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料 等			
委託料	事業の運営、事業効果の分析等専門的知見を有する者の委託に要する経費			
土地家屋 借上料	一時使用目的の土地及び建物の借上料(敷金、権利金その他の金銭を除く。)			
借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料 等			
工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費			
備品購入費	事務机、椅子等の備品の購入に要する経費			
その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費			
補助対象外経費				
合 計				

※費目の詳細については、要綱の別表第1参照。

確 認 書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

下記の者より提出された福岡市商店街イベント事業の事業実績報告書並びに添付の収支決算書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実に相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体並びに代表者氏名

団体名:

代表者肩書き:

代表者氏名:

確認者

団体名:

確認者肩書き: 監事若しくは監査

確認者氏名:

(※)

(※)商店街の監事若しくは監査においては、内容を確認の上、本人が自署する場合は、押印は不要です。

なお、監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する1名で可。

但し、監事若しくは監査が商店街代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職の者とする。

様式第7号（第15条関係）

年　月　日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街イベント事業補助金確定通知書

年　月　日付、経産第　　号にて交付決定した福岡市商店街イベント事業補助金については、
実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街イベント事業補助金交付要
綱第15条の規定により通知します。

記

1 補 助 事 業 名

2 補 助 確 定 金 額 金 円

3 補 助 条 件

福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第8号(第16条関係)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

年度 福岡市商店街イベント事業補助金事前交付請求書

年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、事前交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱第15条の規定に基づく確定額が、事前交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

1 事前交付請求額 金 円

2 事前交付請求の理由

3 請求額算定	交付決定(予定)額	金	円
	事前交付希望額	金	円
	差引残額	金	円

※収支計画(資金計画)書(別紙1)を必ず添付すること。

4 事前交付支払希望日 年 月 日頃

収支計画(資金計画)書

【日付】 年 月 日作成

【団体名】

(単位:千円)

事業種目	金額	収入・支出計画			
		1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
収入	事業補助金 (本市決定額)				
	国・又は福岡県補助金				
	自己財源				
	計				
支出					
	計				